

## テレキューブスタジオ サブスクリプション利用規約

この規約（以下、「本規約」という）は、株式会社ブイキューブ（以下、「当社」という）が提供するテレキューブスタジオ サブスクリプションサービス（以下、「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。本サービスを利用する者（以下、「利用者」という）は本規約に同意するものとします。

### 第1条 本サービス

1. 当社は、防音型個室ブース（以下、関連備品も含め総称して「筐体」という）、および配信用の機材（以下、「配信機材」という）の両方または一方を利用者に貸し渡すものとし、利用者はこれを借り受けるものとします（以下、利用者が借り受ける物品を総称して「対象物品」という）。
2. 対象物品の種類、貸出期間、料金等の詳細については、個別の発注書等で定めるものとします。
3. 配信機材のトレーニング等のオプションがある場合には、別途オプション料金が発生します。
4. 対象物品の設置、撤去、保守対応等、対象物品に係る作業については、当社または当社が指定した業者が行うものとします。

### 第2条 規約

1. 本規約は、当社と利用者間の対象物品に関する契約（以下、「個別契約」という）に関わる一切に適用されます。利用者は、個別契約には本規約の最新の内容が適用されることを了承し、その内容を遵守するものとします。
2. 本規約と個別契約の取り決めが異なる場合には、個別契約の内容が優先して適用されます。
3. 本規約は民法第548条の2が定める定型約款に該当します。当社は本サービスの提供に必要な範囲において本規約を変更する場合があります、当社ウェブサイト(<https://jp.vcube.com/terms>)に変更後の規約とその効力発生日を掲載し周知します。

### 第3条 申込み

1. 個別契約は、利用者が当社に所定の発注書を提出し、当社が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。
2. 当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合には申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 虚偽の事実を申告したとき
  - (2) 対象物品の貸し出しが困難であると判断したとき
  - (3) 本規約に違反があるときまたは違反のおそれがあるとき
  - (4) 過去に当社との契約に違反したことがあるとき
  - (5) 信用状況に問題があると判断したとき
  - (6) その他当社が不適格と判断したとき

### 第4条 引渡し

1. 当社は、別途合意した納入日に、対象物品を指定の場所（以下、「設置場所」という）に設置した上で、利

用者に引渡すものとし、利用者は対象物品の設置状況、状態、その他の必要事項（以下、総称して「対象物品の品質等」という）を確認の上、これを借り受けるものとします。

2. 対象物品の設置については別途見積りを行うものとし、対象物品の設置に要する費用は利用者が負担するものとします。
3. 利用者は対象物品の納入から7日以内に対象物品の品質等の検査を行うものとします。その結果、対象物品が契約内容に適合していることを確認したときは、完了日を記載した検収完了書面を当社に発行するものとし、これをもって対象物品の引渡し完了とするものとします。
4. 対象物品の品質等に問題がある場合、利用者は、納入日から7日以内に当社に通知するものとします。当該通知期間内に利用者より何らの通知もなく検収完了書面を発行しない場合は、対象物品の品質等に問題がなかったとして、当該通知期間の最終日の翌日付をもって引渡し完了したものとみなします。
5. 前項において、対象物品の品質等の問題が発見されたときは、利用者は、すみやかに具体的な内容を当社に通知するものとし、その場合、当社は無償で対象物品の修補等を行うものとします。
6. 正当な理由がないにもかかわらず、利用者が引渡しに応じない場合、当社は個別契約を解除できるものとし、それにより生じた損害、その他費用を利用者に請求できるものとします。
7. 天災地変、火災、道路交通の遮断などの不可抗力、仕入先の納品の遅れ等の事由により、納入日に対象物品を利用者に引渡すことができない状況が生じたときは、当社はその理由を明示し、納入日の変更を請求できるものとします。
8. 対象物品で使用する電源コンセント差込口とLANポートは利用者にてご用意いただくものとします。

## 第5条 保守管理

1. 利用者は、「テレキューブご利用ガイド」の内容に従い、対象物品を善良な管理者の注意をもって使用および管理するものとします。
2. 対象物品に動作不良、破損、汚損、性能の欠陥等（以下、総称して「故障等」という）が生じた場合、利用者はすみやかにその旨を当社に通知するものとします。
3. 対象物品の故障等が発生した場合、当社は、利用者との協議の上、対象物品の修補、調整、交換等（以下、「保守対応」という）を行うものとします。
4. 保守対応に要する費用（以下、「保守対応費」という）は、対象物品の故障等が自然故障または経年劣化による場合は当社が負担するものとし、当社の責に帰し得ない事由（利用者または第三者の故意または過失等を含む）による場合には、利用者が負担するものとします。
5. 利用者が対象物品を紛失もしくは滅失した場合、または修理が不可能な損傷を生じさせた場合、利用者は、すみやかにその旨を当社に通知し、当該対象物品の相当額を当社に弁済するものとします。
6. 利用者は、当社が対象物品のメンテナンス、保守対応、または使用状況の検査等をする目的で設置場所に立ち入ることを認めるものとします。立ち入る場合は、事前に利用者の合意を得た上で日時等を決定するものとし、利用者は、当社が設置場所に立ち入るために必要な手続きを行うものとします。

## 第6条 対象物品の変更

1. 利用者は、対象物品の設定、内装等の変更を希望する場合には、事前に当社の担当者に相談し、書面または電磁的記録による当社の承諾を得た上で当該変更を行うものとします。

2. 前項に基づき変更を行った場合、利用者は、対象物品の返却時に自己の費用と責任で対象物品を原状回復するものとします。
3. 利用者は、当社に無断で筐体を移設してはならず、移設を希望する場合は事前に当社にご相談いただくものとします。また、移設する場合は別途移設費用が発生いたします。

## 第7条 禁止事項

利用者は以下に定める行為を行なってはならないものとします

- (1) 対象物品を通常想定される用法を超えて使用する行為
- (2) 対象物品を無断で他所に移動させる行為
- (3) 対象物品を無断で改造、加工または機能変更をする行為
- (4) 対象物品に装置・部品・付属品を無断で取り付けるまたは不動産に付着させる行為
- (5) 対象物品の所有者の表示や標識を抹消または取り外す行為
- (6) 対象物品を汚損、破損、滅失する行為
- (7) 筐体内部で火気を使用する行為
- (8) 筐体を定員以上の人数で利用する行為
- (9) 対象物品を第三者に転貸、譲渡、担保提供する行為
- (10) 当社または第三者の権利を侵害する行為
- (11) 犯罪行為およびこれに関連する行為
- (12) 法令または公序良俗に違反する行為
- (13) 本規約または個別契約に違反する行為

## 第8条 料金

1. 利用者は、当社が指定する方法に則り、発注書等に記載の利用料を支払うものとします。なお、支払いに必要な手数料は利用者の負担とします。
2. 利用料または他の債務について、支払期日を経過しても支払いをしない場合、利用者は、未払金額について、支払期日の翌日から完済の日まで年利 14. 6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
3. 当社が受領した利用料は、本規約または個別契約に明示的に定める場合を除いて返金いたしません。

## 第9条 保険

1. 当社は、当社が必要と判断する場合に対象物品の保険契約に加入し、その保険料相当額の負担を利用者に対し求める場合があります。
2. 前項の保険料の負担については、個別契約の成立前にその要否を利用者に伝えるものとし、個別契約開始後にその要求をすることはできないものとします。
3. 保険契約に加入している対象物品に保険事故が発生した場合、利用者は、ただちにその旨を当社に通知するとともに、保険金受領に必要な一切の資料を遅滞なく当社に提出するものとします。
4. 前項の保険事故に関して保険会社から保険金が支払われた場合、当社は以下の対応を行うものとします。
  - (1) 対象物品の修理が可能である場合、当社は、支払われた保険金（以下、「受領保険金」という）をもって保守対応を行うものとします。ただし、当該保険事故が当社の責に帰し得ない事由（利用者

または第三者の故意または過失等を含む)による場合であって、保守対応費が受領保険金の額を超えるときには、利用者が保守対応費の不足分を負担するものとします。

- (2) 対象物品が紛失もしくは滅失した場合、または修理が不可能である場合には、当社は受領保険金の額を限度として、利用者における当該対象物品相当額の弁済を免除するものとします。ただし、弁済額が受領保険金の額を超えるときには、利用者が弁済額の不足分を負担するものとします。

## 第10条 解約

1. 個別契約を更新せずに解約する場合は、契約期間満了日の60日前までに当社に書面で通知するものとします。
2. 前項の期間内に解約の通知がない場合、契約期間満了日の翌日付をもって同条件にて自動的に契約更新されるものとし、以降も同様とします。なお、契約更新後のキャンセルおよびご返金はできません。
3. 契約期間中に対象物品を早期返却する場合、対象物品の返却日(以下、「早期返却日」という)の60日前(6か月未満のプランの場合は30日前)までに当社に書面で通知するものとします。
4. 早期返却をする場合、早期返却日をもって個別契約は解約となります。利用者は、早期返却日から当初の契約期間満了日までの期間(以下、「残期間」という)の利用料をキャンセル料として一括で支払うものとします。また、すでにお支払い済みの場合でも残期間の利用料は返金されません。
5. 利用者は、本サービスの契約更新を希望する場合でも、当社または当社の提携事業者の事情によっては延長ができない場合があることをあらかじめ了承するものとします。契約期間の更新ができない場合、当社は、契約期間満了日の60日前までに利用者にもその旨を通知するものとします。

## 第11条 対象物品の返還

1. 個別契約が終了した場合、利用者は、当社が指定する返却期日までに対象物品を当社に返却するものとします。
2. 対象物品の引取り方法は双方協議の上、別途見積りを行うものとし、対象物品の撤去に要する費用は利用者が負担するものとします。
3. 対象物品を返却期日までに返却しない場合、利用者は、月額利用料の2倍に当たる金額を遅延損害金として当社に支払うものとします。
4. 利用者は、対象物品の原状回復の義務を負うものとし、返却された対象物品に、通常使用を原因としない異常劣化や故障等がある場合、当社は利用者に対して原状回復にかかる費用を請求できるものとします。
5. 配信機材(パソコン等)に利用者の電磁的記録(以下、「利用者データ」という)が記録されている場合、利用者は、自己の責任と負担で当該利用者データを全て消去してから返却するものとします。利用者データの消去を行わないまま対象物品を当社に引き渡したことで利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。
6. 対象物品を早期返却する場合、当社は、早期の返却日に応じた対象物品の保管費用を利用者に請求できるものとし、利用者はそれに従うものとします。

## 第12条 筐体の買取り

1. 利用者は、個別契約中または個別契約終了後において、当社に対し筐体の買取りを申込みことができます。

2. 前項の買取りは、利用者が所定の発注書を当社に提出し、当社が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。
3. 対象物品の買取り価格等の具体的な条件は別途書面にて定めるものとします。

### 第13条 再委託

1. 当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。
2. 再委託を行う場合、当社は、再委託先が本規約の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、再委託に係る一切の行為について責任を負うものとします。

### 第14条 権利帰属

1. 対象物品の所有権は、当社もしくは当社に権利を許諾した者（以下、「権利許諾者」という）に帰属します。
2. 本サービスおよび対象物品に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の権利（以下、「知的財産権」という）は、すべて当社または権利許諾者に帰属します。
3. 本サービスの個別契約は、当社または権利許諾者の所有権および知的財産権の使用許諾を意味するものではなく、利用者は、当社または権利許諾者の権利を侵害する恐れのある行為をしてはなりません。

### 第15条 変更の届出

1. 利用者は、以下のいずれかに該当する場合、当社に対して遅滞なく変更内容の届出を行うものとします。
  - (1) 住所または所在地を変更しようとするとき
  - (2) 商号または屋号を変更しようとするとき
  - (3) 代表者または事業主を変更しようとするとき
  - (4) 連絡先の電話番号またはメールアドレスを変更しようとするとき
  - (5) 決済方法や決済に必要な情報を変更しようとするとき
  - (6) 本サービスに関して窓口となる担当者およびその連絡先を変更しようとするとき
2. 前項の変更届出にあたり当社が利用者に対し必要書類の提出を求める場合、利用者は、すみやかに当該書類を当社に提出するものとします。

### 第16条 個人情報の取扱い

当社は、当社が定める「個人情報保護方針」（<https://jp.vcube.com/privacy>）および「情報セキュリティ基本方針」（<https://jp.vcube.com/isms/security>）の規定に則り、利用者の情報を適切に取扱います。

### 第17条 秘密保持

1. 当社および利用者は、本サービスの提供または利用に関連し知り得た相手方の技術上および営業上、またはその他業務上の一切の情報のうち、相手方から秘密である旨を明示されて提供された情報（以下、「秘密情報」という）を厳密に保持し、事前の相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報として取扱わないものと

します。

- (1) 開示時にすでに公知であった情報
  - (2) 開示時にすでに保有していた情報
  - (3) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
  - (4) 開示を受けた後、秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
  - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
3. 当社および利用者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、個別契約の遂行以外の目的で使用してはならないものとします。
4. 第1項にかかわらず、当社は本サービスに関する業務の再委託先または提携先に対して、業務上必要な範囲に限り、秘密情報を開示できるものとします。その場合、当社は当該開示先に対し、本条に定める秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
5. 第1項にかかわらず、当社および利用者は、法令上開示が必要とされる場合、または関連専門家等（弁護士、公認会計士等、法令上秘密保持義務を負う者であって、かつ秘密情報を知得することが合理的に必要な者）に対し、秘密情報を開示できるものとします。

## 第18条 契約解除

1. 当社または利用者は、相手方が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告なく個別契約を解除できるものとし、解除された相手方は当然に期限の利益を失うものとします。
  - (1) 本規約または個別契約に違反し、相当の期間を定めて催告してもその違反状態が解消されない場合
  - (2) 期限内に債務を履行せず、相当の期間を定めてその履行を催告しても履行がなされない場合
  - (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申し立てがなされた場合
  - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立を受け、または自ら申し立てた場合
  - (5) 手形、小切手を不渡りにする等、支払停止状態に陥った場合
  - (6) 公租公課の滞納処分等を受けた場合
  - (7) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があった場合
  - (8) 長期間連絡がとれない、または所在不明になった場合
  - (9) 契約を継続し難い著しい信用不安、重大な違反が認められる場合
2. 前項により個別契約を解除した場合、解除した当事者は相手方に生じた損害の賠償責任を負わず、また違約した相手方に対して損害の賠償を請求することができるものとします。

## 第19条 権利義務の譲渡禁止

利用者は、事前の書面による当社の承諾を得ることなく、個別契約に基づく地位、権利または義務を、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

## 第20条 不可抗力

天災地変、火災、テロ、暴動、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、感染症の蔓延などの不可抗力、その他当社の責めに帰し得ない事由により、本サービスにおける業務の全部または一部の履行遅滞、履行不能ないし不完全履行を生じた場合、当社はその責任を

負わないものとします。

## 第21条 損害賠償

当社および利用者は、本規約に違反しまたは自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に現実に発生した直接かつ通常の損害（特別損害および逸失利益を含まない）に限り、賠償する責を負うものとします。

## 第22条 反社会的勢力の排除

1. 当社および利用者は、自己またはその役員および実質上経営に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当せず、現在および将来にわたって反社会的勢力との関係を一切持たないこと、また自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫行為、業務妨害行為、その他これに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 当社または利用者は、相手方が前項の表明保証に違反した場合、何らの通知または催告を要せず、個別契約の全部または一部について当然に期限の利益を失わせ、履行を停止しまたは解除できるものとします。
3. 前項の規定により個別契約を解除した場合、解除した当事者は相手方に生じた損害の賠償責任を負わず、また違約した当事者に対して損害賠償を請求できるものとします。

## 第23条 紛争解決

1. 本規約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。
2. 本規約は日本法に準拠するものとし、本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2024年10月1日 最終改定